

令和3年7月15日
独立行政法人国民生活センター

男児用水着のインナー生地を確認しましょう —陰茎部の皮膚が挟まり、取れなくなることも—

男児用水着の中にはインナーにメッシュ生地を用いたものがありますが、医療機関ネットワーク^(注1)やPIO-NET^(注2)には、「水着のインナーのメッシュ生地に、陰茎部の皮膚が挟まり取れなくなり病院へ搬送された」といった事例が寄せられており、昨年度も事故が発生しています。

同種の事故に関しては、2006年に当センターから情報提供を行っており、2014年には消費者庁^(注3)から、また、2016年には日本小児科学会^(注4)からもそれぞれ注意喚起が行われています。

なお、2010年には、事故を防止するため、業界の自主基準^(注5)に「水着のインナー素材にはメッシュ形状素材を用いないこと」が盛り込まれています。

そこで、依然として発生している事故の再発防止のため、消費者へ注意喚起することとしました。



- (注1) 消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診した事故情報を収集するもので2010年12月から運用を開始しています。
- (注2) PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。
- (注3) 子ども安全メール Vol. 199 「内側がメッシュ生地の水泳パンツに気をつけて！」（消費者庁）（2014年8月7日）
- (注4) Injury Alert（傷害速報）No. 58 「男児用水着のメッシュ生地による陰茎包皮の絞扼（こうやく）」
（公益社団法人日本小児科学会 こどもの生活環境改善委員会）（2016年3月1日）
参照 <https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/injuryalert/0058.pdf>
- (注5) 子供用衣類の設計に関する安全対策ガイドライン：「子供用衣類に起因する潜在的事故を未然に防止し、安心、安全を確保することを目的とする」とし全日本婦人子供服工業組合連合会等業界で策定した自主基準。上着、ズボン等の区分があり、その中で「水着のインナー素材」に対して「陰茎部等の皮膚が挟まる事故を防止するため、水着に用いるメッシュ形状素材は用いないこと」と安全対策ガイドラインが設けられています。

1. 医療機関ネットワークに寄せられた事例

医療機関ネットワークには、陰茎部の皮膚が水着のインナーのメッシュ生地に挟まれたといった事故情報が、2010年12月から2021年5月までの約10年間に5件^(注6)寄せられています。

(注6) 件数は本公表のために特別に精査したものです。

【事例1】水着を着用してアスレチックで遊んだ。数時間後、水着が脱げず、よく見ると陰茎部の皮膚が水着に挟まっていた

男児が家族とアスレチックに遊びに行き、いかに遊びなどで水に濡れてしまうため、5時間ほど水着を着ていた。着替えて帰ろうとしたところ、「挟まって取れない」と男児が言うので見ると、水着のインナーのメッシュ生地に陰茎部の皮膚が挟まっていた。帰宅後に、挟まった部分が水疱のようになり取れないため、挟まっているメッシュ部分を残して切り取り受診した。陰茎先水疱あり、陰茎外傷。
(2018年6月発生、5歳男児)

【事例2】海水パンツを脱がそうとしたら痛みを訴え、陰茎部の皮膚の先が挟まって陰茎から出血していた

海水浴のあと、男児の海水パンツを着替えさせようと、母が後ろから海水パンツを下ろすと、男児が「痛い、痛い」と言った。見ると、インナーのメッシュ生地に陰茎部の皮膚が挟まれ陰茎から出血していた。兄用に3年前に購入した海水パンツであるが、男児にはちょうど良いサイズであった。陰茎に皮下出血痕あり、陰茎挫創。
(2017年8月発生、3歳男児)

2. PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム)より

PIO-NETにも同様の「水着のインナーによる^{えいんぶ}会陰部の危害」に関する相談（危害情報^(注7)）が2016年4月以降に7件^(注8)寄せられています。

(注7) PIO-NETにおける危害とは、商品・役務・設備に関連して、身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けた相談を指します。

(注8) 2016年4月以降受付、2021年5月31日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。件数は本公表のために特別に精査したものです。

【事例3】海水パンツのインナーのメッシュ生地に陰茎部の皮膚が挟まり、海水パンツが脱げなくなりました

海水浴に行ったときに、海水パンツのインナーのメッシュ生地に男児の陰茎部の皮膚が挟まり、海水パンツが脱げなくなりました。医療機関を受診し、後遺症は残らないが通院の必要があると診断された。インターネットで調べてみたところ、10年ほど前に、別の製造事業者の商品で同様の事故が起き回収していることが分かった。当該海水パンツも製造事業者が回収すべきではないのか。
(2020年8月発生、6歳男児)

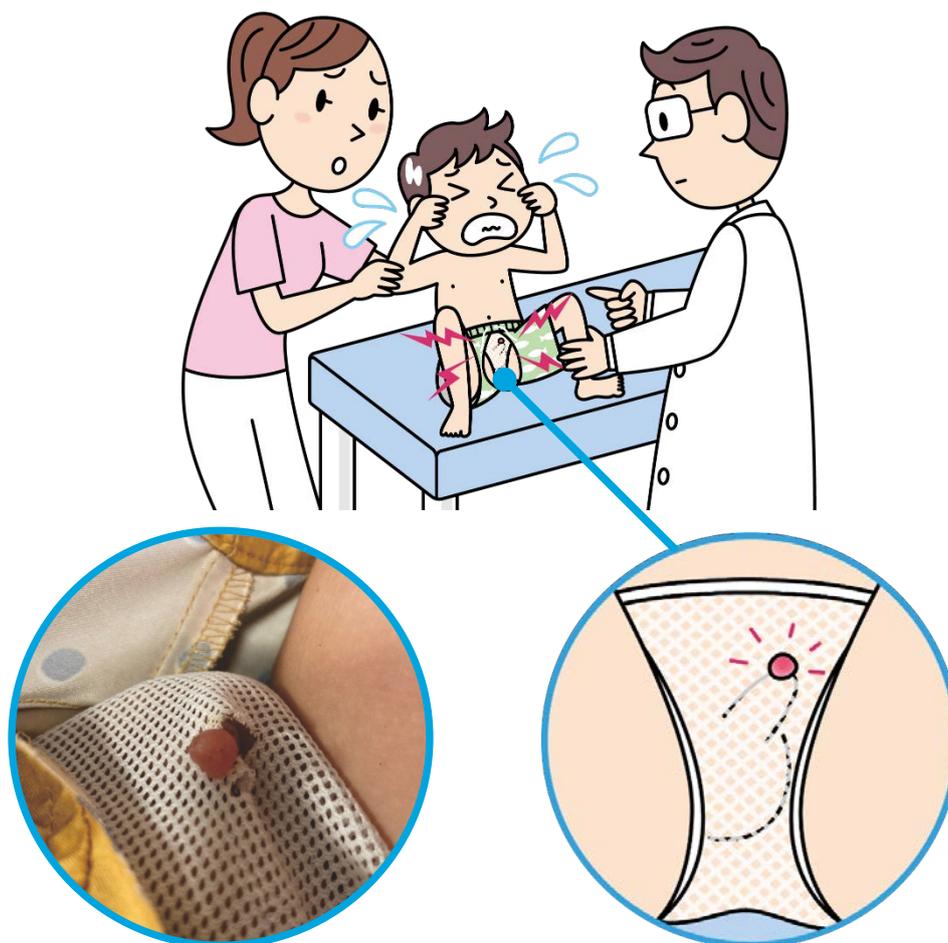


図. 【事例3】の事故時のイメージイラスト

左下：陰茎部側面の皮膚が挟まれた実画像 *公開については相談者のご了承を得ています。
陰茎部側面の皮膚がメッシュ生地に挟まり水膨れのように膨らんでしまっている。
右下：患部の位置関係等実画像をイラスト化したもの

【事例4】3歳男児の水着を脱がそうとした際、陰茎部の皮膚がインナーのメッシュ生地に挟まりけがをした

海水浴場で遊んだあと、父親が、3歳男児の水着を脱がそうとした際、陰茎部の皮膚がインナーのメッシュ生地に挟まりけがをした。診察した医師からは「切れているが傷は治る。」と言われ、10日分の軟こうをもらった。子ども服の製造事業者には、子どものことをよく考えて子ども服を作ってほしいということを伝えたい。
(2018年8月発生、3歳男児)

3. 専門家のコメント

子どもの事故に詳しい医師から、以下のコメントをいただきました。

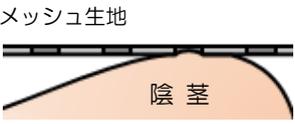
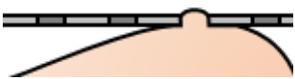
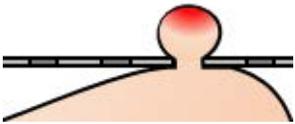
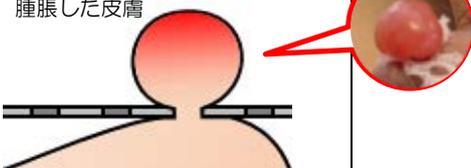
国立大学法人富山大学附属病院小児科 たねいち ひろみち 種市 尋宙先生

海やプールで遊んでいるときに、男の子が「痛い、痛い」と言ったら、水着の中を見てみましょう。水着の裏地のメッシュに陰茎部の皮膚が挟まっているかもしれません。

水着の裏地のメッシュに陰茎部の皮膚が挟まる事故は20年以上も前、1998年頃から症例報告があります。中には、鎮静させてから処置した事例や成人に起きた事例もあります。

事故発生の過程を私の経験^(注9)から説明します（表1参照）。

表1. 男児用水着のインナーのメッシュ生地に陰茎部の皮膚が挟まり取れなくなる過程^(注9)

<p>① 男児の皮膚が水着のインナーのメッシュ生地に密着すると、伸展性に富んだ皮膚が、メッシュの穴より外部にはみ出し、メッシュから圧迫を受け始めます。</p>	<p>メッシュ生地</p>  <p>陰茎</p>
<p>② 局所的に小さな静脈が圧迫を受け、採血の際に腕にバンド^(くけつたい)を巻いて血流を止めるのと同じような状況となります。</p>	
<p>③ 外部にはみ出した皮膚では、局所的な静脈還流障害が起こり静脈から水分が漏れ出すことで皮膚が徐々に^{しゅちよう}腫脹すると考えられます。</p>	<p>腫脹し始めた皮膚</p> 
<p>④ 外部へはみ出した皮膚が^{しゅちよう}腫脹するとはみ出していく力もより強くなり、また、メッシュが皮膚を強く圧迫して激しい痛みが起こります。このような状態になると、自らメッシュを解除することは難しくなります。</p>	<p>腫脹した皮膚</p> 

※ ④右側写真：陰茎部側面の皮膚が挟まれた実画像【種市医師提供画像】^(注9)

※ 表1内イラスト：国民生活センター作成

挟まってしまった場合は、無理にはずそうとしたり、患部付近のメッシュを刃物などで切り離そうとしないでください。子どもが痛がって動き、誤って皮膚などを傷つけてしまうおそれがあります。濡れている水着は重さもあり、振動などによって痛みが生じてしまうので、患部のまわりのメッシュを安全な範囲で切り取り、挟まっているところを残したまま、小児科、救急科、泌尿器科などの医療機関を受診しましょう。表1のような^{しゅちよう}腫脹程度の創傷であれば、後遺障害はないと思います。

20年以上にわたり、同様の事故が発生しているのは、水着の裏地に穴が空いていると直ぐにわかるほど目の粗いメッシュが使用され続けているからです（次頁写真参照）。

(注9) 種市 尋宙ら、「海水パンツのインナーメッシュによる小児陰茎部皮膚損傷の2例」、小児内科、2007、Vol. 39、No. 3、p. 527-530

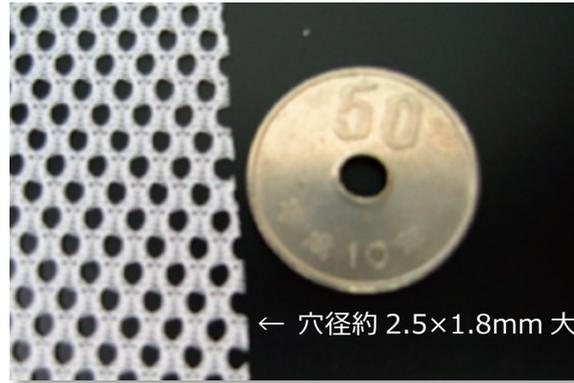


写真. 一症例の男児着用水着のインナーのメッシュ生地【種市医師提供画像】 (注9)

2010年に改訂された「子供用衣類の設計に関する安全対策ガイドライン」に陰茎部の皮膚が挟まる事故を防止するため、水着のインナー素材にはメッシュ形状素材は用いないことが記載されています。メッシュを使用していない商品が広く販売されるようになってきた一方、従来からのメッシュを使用した商品も販売されています。また、インターネット通販により海外製品が容易に手に入るようになりましたが、それらの製品は国内のガイドラインが順守されておらず、事故発生の一因となっています。

同様の事故を防ぐため、保護者は、メッシュを使用した水着を子どもに着用させないようにしましょう。メッシュ付きの水着を使用する場合、少なくとも穴が空いていることが直ぐに分かるようなものは避けましょう。事業者においては、前述のガイドラインを順守し、メッシュを使用した水着を製造、販売しないことを強く望みます。

子どもたちは何も間違ったことをしていないのに痛い思いをしています。大人がさまざまな工夫を継続し、子どもの事故を防がなくてはなりません。

4. 水着のインナーの調査

前述の種市医師提供の症例や日本小児科学会のInjury Alertの症例^(注4)によると、男児が着用していた水着インナーのメッシュ生地は、穴径が2.5×1.8mm大とのことでした。事故が発生したのは、種市医師提供の症例は2006年、日本小児科学会のInjury Alertの症例は2015年でしたが、現在でも同じようなメッシュ生地が使われた水着が販売されているかを調査しました。

インターネットショッピングモール(「Amazon.co.jp」、「Yahoo!ショッピング」、「楽天市場」)において、販売されている「男児用水着」の中から、インナーにメッシュ生地が使われていることが画像で確認された商品を選んで購入しました。

また、ショッピングモール、百貨店、チェーンストアの実店舗(神奈川県相模原市・横浜市・川崎市、東京都町田市)でも同じような商品が販売されているかを調査しました。

(1) 調査期間

検体購入：2021年5月～6月

調査期間：2021年5月～6月

(2) 調査結果

インターネットショッピングモールでは、インナーに使われているメッシュ生地形状の違いはあるものの、症例のものと同程度の2mm前後のサイズの、穴が空いていると直ぐに分かるメッシュ生地が使われているものが販売されていました（表2参照）。

一方、実店舗では、そのような商品の販売は確認できず、目の細かいニット生地等のものが販売されていました（表3参照）。なお、インターネットショッピングモールにおいても、実店舗同様、インナーに穴が空いているとは直ぐには分からない生地が使われているものも多く販売されていました。

表2. 穴が空いていると直ぐに分かるメッシュ生地が使われている水着（例）

	商品A	商品B	商品C
外観			
メッシュ生地拡大			
	穴径：約 2.0×1.3 [mm]	穴径：約 2.0×1.3 [mm]	穴径：約 2.0×1.3 [mm]

表3. 穴が空いているとは直ぐには分からないニット生地等が使われている水着（例）

	商品D	商品E
外観		
インナー拡大		

※ これらの商品で本件事故が発生したわけではありません。

5. 消費者へのアドバイス

(1) インナーにメッシュ生地を使用した水着を子どもに着用させないようにしましょう

水着のインナーのメッシュ生地に陰茎部の皮膚が挟まれる事故を防止するため、保護者は、インナーにメッシュ生地を使用した水着を子どもに着用させないようにしましょう。水着を購入するときや親族・友人から水着を譲り受けるときは、インナーの生地を確認し、メッシュ生地の場合は、少なくとも穴が空いていることが直ぐに分かるものは避けましょう。



(2) 水着のインナーのメッシュ生地に陰茎部の皮膚が挟まってしまった場合は、無理にとろうとせず医療機関を受診しましょう

水着のインナーのメッシュ生地に陰茎部の皮膚が挟み込まれると、患部が痛みを伴って膨れ、腫れ上がる症状が出ます。無理に引っ張ると痛みが増したり、患部付近のメッシュ生地を刃物などで切り離そうとすると、新たなけがをすることもあり、危険です。

また、挟まってしまった場合は、濡れている水着の重さがかかったり、振動などによって痛みが生じることもありますので、患部のまわりを広く切り取り、挟まっているところを残したまま、速やかに小児科、救急科などの医療機関を受診しましょう。

6. 事業者への要望

水着のインナーのメッシュ生地に陰茎部の皮膚が挟まれる事故の再発防止のため、インナーにメッシュ生地が使われている水着が製造、販売されないことを要望します

水着のインナーに陰茎部の皮膚が挟まれる事故を防止するため、全日本婦人子供服工業組合連合会等は2010年、水着にメッシュ形状の素材を用いないことを「子供用衣類の設計に関する安全対策ガイドライン」に盛り込みました。しかし、未だにインナーに穴が空いていることが直ぐに分かるメッシュ生地が使用されている商品が販売され、事故も発生しています。事故の再発防止のため、事業者においてはガイドラインの内容を参考に少なくとも前面のインナーにメッシュ生地が使われた水着が製造されないよう、また、そのような商品が販売されないよう要望します。

7. インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

消費者及び出品者に対し、水着のインナーに陰茎部の皮膚が挟まれる事故が起こるおそれについて注意喚起の協力を依頼します

今回、大手インターネットショッピングモールで、インナーがメッシュ生地である男児用水着が一部で販売されていることが確認されました。事故の再発防止のため、消費者及び出品者に対し、事故が起こるおそれについて注意喚起をするよう、協力を依頼します。

○協力依頼先

アマゾンジャパン合同会社 (法人番号3040001028447)
ヤフー株式会社 (法人番号3010001200818)
楽天グループ株式会社 (法人番号9010701020592)

○情報提供先

消費者庁 (法人番号5000012010024)
内閣府 (法人番号2000012010019)
内閣府 消費者委員会 (法人番号2000012010019)
厚生労働省 (法人番号6000012070001)
経済産業省 (法人番号4000012090001)
公益社団法人日本小児科学会 (法人番号5010005018346)
特定非営利活動法人Safe Kids Japan (法人番号5010905002878)
全日本婦人子供服工業組合連合会 (法人番号2010005002195)
公益社団法人日本通信販売協会 (法人番号9010005018680)
一般社団法人日本百貨店協会 (法人番号9010005030272)
日本チェーンストア協会

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

イラスト：川崎 敏郎